

証券コード 6192
(発送日) 2023年12月5日
(電子提供措置の開始日)
2023年11月28日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎二丁目24番9号
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役 新 野 将 司

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.hyas.co.jp/corporate/ir/library_result.html

(上記のウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名 (会社名)」に「ハイアス・アンド・カンパニー」又は「コード」に当社証券コード「6192」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。ただし、当社株式が上場廃止となった後におきましては、上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「上場廃止会社はこちら」の欄を選択いただいたうえで、「銘柄名 (会社名)」に「ハイアス・アンド・カンパニー」又は「コード」に当社証券コード「6192」を入力・検索し、「基本情報」を選択して「縦覧書類」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月19日(火曜日)午後6時までに到着するよう、ご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に表示された「QRコード」又は「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用になり、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2023年12月19日(火曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、携帯電話の機種によってはインターネットによる議決権行使ができない場合があります。

また、お手続きの際には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください
ますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月20日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 4階 花苑
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 当社と株式会社くふう住まいとの株式交換契約承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 招集にあつての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があつたものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - (3) 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

1. 業務の適正を確保するための体制
 2. 連結計算書類の「連結注記表」
 3. 計算書類の「個別注記表」
 4. 第1号議案に係る以下の事項
 - ・株式会社くふうカンパニーの定款
 - ・株式会社くふうカンパニーの最終事業年度（2023年9月期）に係る計算書類及び事業報告の内容
 - ・株式会社くふう住まいの最終事業年度（2022年9月期）に係る計算書類及び事業報告の内容
- したがって、当該書面に記載している事項は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成する際に監査をした書類の一部であります。

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◎株主総会会場へのご来場は、ご自身の体調を踏まえ、ご判断くださいますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2023年12月19日（火曜日）
午後6時00分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

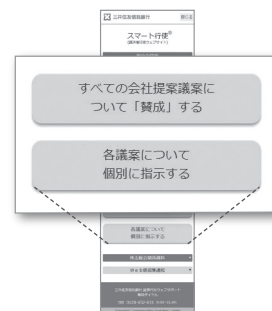


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

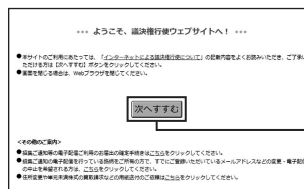
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

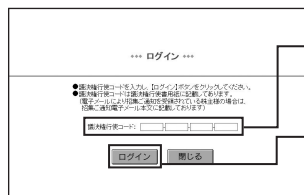
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

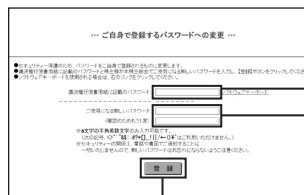
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)**1. 企業集団の現況に関する事項**

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、社会経済活動の正常化が進んだことで、景気は持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢や外為市場の急速な円安など様々なりスクのため、依然として先行き不透明な状況となっております。

当社グループの事業領域に関わる住宅不動産業界におきましては、当連結会計年度として、個人用戸建て住居の新設住宅着工戸数が前年比マイナスとなり、単月推移においても22か月連続で前年比マイナスとなりました。

このような事業環境下ではありますが、当社グループは主力の高性能デザイナーズ住宅「R+house」事業の強化、加盟店の安定した収益基盤の確立を目指し事業活動を継続して行っていました。

販売費及び一般管理費については、当社のオフィス（本社事務所）の一部解約により大幅な削減に繋がりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は7,512百万円（前期比8.6%減）、営業利益は555百万円（前期比10.0%減）、経常利益は533百万円（前期比10.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は331百万円（前期比125.9%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

・コンサルティング事業

コンサルティング事業は、主力の「R+house」事業における新規受注が前期比で伸び悩みましたが、引続き、加盟店企業の支援活動の推進を行ってまいりました。その結果、売上高は5,571百万円（前期比2.3%減）、営業利益は528百万円（前期比10.7%減）となりました。

・建築施工事業

建築施工事業は、利益率の改善が進んだものの、一部建物の引渡しが翌期にずれ込んだことから、売上高は2,059百万円（前期比22.8%減）、営業利益は39百万円（前期比101.4%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

①資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

②設備投資

当連結会計年度の設備投資については、のれんを除く無形固定資産への投資も含め、総額は100百万円となっております。セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

・コンサルティング事業

当連結会計年度の主な設備投資は、ソフトウェアの開発・取得等、総額98百万円の設備投資を行いました。

・建築施工事業

当連結会計年度の主な設備投資は、株式会社アールプラスDMにおいて、社用車の購入として、総額1百万円の設備投資を行いました。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第17期	第18期	第19期	第20期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	8,333,582	3,759,448	8,216,586	7,512,144
経常利益 (千円)	352,741	290,274	593,694	533,745
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (千円)	△653,091	198,973	146,654	331,361
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失 (△)	△28円45銭	5円89銭	3円96銭	8円91銭
総資産 (千円)	3,776,169	5,491,361	4,942,540	5,562,352

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。期中平均自己株式数の算定にあたり控除する自己株式数には、「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式を含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 第18期は、2021年5月1日から2021年9月30日までの5か月間の変則的な決算となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第17期	第18期	第19期	第20期 (当事業年度)
売上高 (千円)	5,235,059	2,144,840	4,955,610	4,125,092
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△359,422	118,739	496,363	528,722
当期純利益又は当期純 損失 (△) (千円)	△1,031,802	45,807	373,839	466,105
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失 (△)	△44円94銭	1円36銭	10円09銭	12円54銭
総資産 (千円)	2,787,976	4,045,073	4,218,252	3,895,505

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。期中平均自己株式数の算定にあたり控除する自己株式数には、「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式を含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3. 第18期は、2021年5月1日から2021年9月30日までの5か月間の変則的な決算となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社くふう住まい	90,762千円	51.98%	不動産の売買や住宅にかかる情報提供などの住まいに関する事業

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会	－千円	－%	地盤に関する調査解析保証
株式会社K-コンサルティング	16,500千円	75.0%	不動産コンサルティング
株式会社アールプラスDM	10,000千円	100.0%	建築工事の請負及び施工等
OMソーラー株式会社	10,000千円	91.5%	建築技術・設計・施工の指導および部材の販売等

- (注) 1. 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社 a n s は、2023年8月31日付で株式譲渡により、連結子会社から除外されました。
2. 前連結会計年度において連結子会社でありましたGARDENS GARDEN株式会社は、2023年8月1日を効力発生日として、当社に吸収合併されました。
3. 当社は、2022年11月30日付でOMソーラー株式会社が第三者割当の方法により発行した株式を引受け、同社を連結子会社化いたしました。

(5) 対処すべき課題

① 持続的な成長を可能にする事業基盤の強化

当社グループは地域の工務店、不動産会社及び建設会社を対象として、競争力のある収益性の高い「ビジネスモデルパッケージ」を提供することにより、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等の収益の増加により事業を成長させてまいりました。

当社は2022年10月に、「地域最高の住まい体験を提供する」という新たな企業理念を掲げました。当社は同理念のもと、住まいの検討、購入、利用、売却までの全ての場面で、ユーザーに対して最高の体験を提供できるサービスを、会員企業を通じて提供してまいります。ユーザーの支持無くして会員企業の成長は無く、会員企業の成長無くして当社の成長はありません。

当社の今後の持続的な成長を図るうえで特に重視することは、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等の収益の増加に直結する、会員企業の持続的な成長です。

導入いただいたパッケージやツールの活用を通じて会員企業が業績向上を実現するために、技術支援、送客支援、送客につながるブランド構築、ASPサービス等のユーザビリティの向上といった会員企業支援体制の継続的な強化が必要であり、そのための人的投資、体制強化、インフラ強化に注力してまいります。あわせて、「会員企業組織＝事業者ネットワーク」を運営する本部として、戸建て住宅事業に取り組む会員企業と外構事業に取り組む会員企業との連携により、住宅における付加価値の向上や外構事業における受注増を図るなど、会員企業間の連携を促進する支援活動を通じた、会員企業間の相互取引や相乗効果をもたらす連携取引を誘発することで会員企業の成長を実現してまいります。

② 商品・サービスの活用による会員企業の社会貢献と事業成長を支援

当社では、①持続的な成長を可能にする事業基盤の強化で示した、技術支援、送客支援、送客につながるブランド構築、ASPサービス等ではユーザビリティの向上を重視した、継続的な商品開発、サービス改良に注力し、商品導入後の早期立ち上げや定着を促進するため、各会員企業の状態に応じた支援体制についても改善を進めてまいります。

住宅工務店支援領域においては、暮らしのニューノーマル消費を捉えるリサーチ、現場への情報提供といったマーケティング支援から、巣ごもり需要を捉えたガーデニング提案力や住宅リフォーム提案力の強化につながる既存商品サービスの導入提案、あるいは生産性向上につながる工程管理や原価管理におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)プラスコンサルティングサービス提供を積極的に推進して、会員企業の新たな商機の発見、拡大チャンスのお気づきを与え、生産性向上を支援してまいります。

不動産業界支援領域においては、都市圏に在住する家族に発生する出身地での相続財産問題に対応すべく、会員企業ネットワークを通じた解決策を提示できるよう、会員企業間の連携機会を積極的に生み出し、相続相談に対する解決力の強化を図り、不動産業界の社会問題への解決力強化を支援してまいります。

③ 組織体制のさらなる強化

当社グループは少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、第17期に発覚した一連

の不祥事を真摯に受け止め、今後の成長のためにはコーポレートガバナンス強化を目的とした人員拡充と組織体制のさらなる整備が重要な課題と認識していることから、人材の育成、人員の増強、内部管理体制のより一層の充実及びグループガバナンスの強化を図ります。あわせて、当社グループの成長の基盤である、会員企業の成果に貢献する高品質なサービスの提供を行うための組織体制の強化を図ります。

また、当社グループが一般消費者より住宅取得や相続相談の個別相談を受ける際や、住宅の建築を請け負う際に取り扱う個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の対象になります。業務の性格上、顧客企業の経営情報等といった機密情報も扱っており、インフラ整備及び従業員教育等を通じて、今後も引き続き情報管理体制の強化を進めてまいります。

④ 環境に配慮し健康な暮らしを実現する「住」環境の提供を通じた社会への貢献

当社では、高性能住宅の供給を通じて生活者に健康な暮らしを提供する地域工務店の育成、適切な情報提供のもとに生活者に豊かな住生活を提供する住宅不動産業者の育成を推進します。この企業活動を通じ、環境に配慮し健康な暮らしを実現する「住」環境の提供、そして、地域社会と共に成長していく企業活動の創造と支援に取り組めます。

⑤ 継続企業の前提に関する重要事象等

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

- ① 会員組織による工務店・不動産会社への経営指導育成業務及び会員募集業務
- ② ASPを活用した経営支援業務
- ③ 住宅購入相談窓口及び不動産売買仲介業務
- ④ 地盤に関する調査解析保証業務
- ⑤ 不動産コンサルティング業務
- ⑥ 建築資材の開発・製造・調達・供給業務
- ⑦ 建築工事の請負及び施工業務
- ⑧ 宿泊施設に関する運営及び管理業務
- ⑨ 外構の設計業務

(7) 主要な事業所及び使用人の状況（2023年9月30日現在）

① 主要な事業所

本 社：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

② 子会社

一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

株式会社K-コンサルティング：千葉県柏市柏四丁目5番10号

株式会社アールプラスDM：千葉県柏市小青田五丁目5番1

OMソーラー株式会社：静岡県浜松市西区村櫛町4601

③ 使用人の状況

イ 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
198 (48) 名	12名減 (10名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

ロ 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
112 (20) 名	11名減 (2名減)	38.2歳	5.5年

(注) 使用人数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2023年9月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高 (千 円)
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	314,890
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	248,362

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2023年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 66,960,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,507,080株（自己株式252株含む）
（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は17,100株増加しております。
- (3) 株主数 3,753名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 く ふ う 住 ま い	19,497,730株	51.98%
OCORIAN TRUST (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE ON BEHALF OF HAYATE JAPAN EQUITY LONG-SHORT FUAND A SUB-FUND OF HAYATE JAPAN UNIT TRUST	1,611,000株	4.30%
株 式 会 社 安 成 工 務 店	1,197,000株	3.19%
株 式 会 社 S B I 証 券	930,404株	2.48%
柿 内 和 徳	752,500株	2.01%
東 新 住 建 株 式 会 社	720,000株	1.92%
楽 天 証 券 株 式 会 社	571,300株	1.52%
中 田 郁 司	520,400株	1.39%
福 島 宏 人	506,500株	1.35%
塩 崎 健 太	442,246株	1.18%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 自己株式には、「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が保有する当社株式303,618株は含まれておりません。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
 - (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年9月30日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
新野将司	代表取締役	事業部門管掌 OMソーラー株式会社 取締役
藤田圭介	取締役	管理部門管掌 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会 理事 株式会社K-コンサルティング 取締役 株式会社アールプラスDM 取締役 OMソーラー株式会社 取締役
石渡進介	取締役会長	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナー弁護士 株式会社コロプラ 取締役 Supershipホールディングス株式会社 取締役 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー 取締役 スターフェスティバル株式会社 取締役 株式会社HOKUTO 取締役
田上嘉一	取締役	弁護士ドットコム株式会社 取締役
古川絵里	取締役 (常勤監査等委員)	藤本特許法律事務所
生駒成	取締役 (監査等委員)	株式会社クロスコンパス 監査役 総合商研株式会社 内部監査室長
朝倉巖太郎	取締役 (監査等委員)	合同会社gtra and company 代表社員 株式会社M&Aクラウド 監査役 株式会社渋谷サービス公社 監査役 オルバイオ株式会社 監査役 株式会社Azoop 監査役 KOSOパートナーズ合同会社 代表社員

- (注) 1. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
2. 取締役石渡進介氏及び田上嘉一氏並びに取締役（監査等委員）古川絵里氏、生駒成氏及び朝倉巖太郎氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）生駒成氏は、金融機関での勤務経験及び複数の企業での監査役の経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）朝倉巖太郎氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、田上嘉一氏、古川絵里氏、生駒成氏及び朝倉巖太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等により生じた被保険者自身の損害等は、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年9月17日開催の取締役会において、取締役報酬（監査等委員である取締役を除く。）の決定方針について、以下のとおり決議しております。当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬については、以下の方針に沿って決定されたものであります。

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本イにおいて同じ。）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員報酬を当社グループの企業価値の向上の観点で重要な事項として位置づけ、以下の方針を定めます。

(i) 役員報酬に関わる基本理念

- ・短期的な業績のみならず、中長期的な業績への取り組みを反映したものであること
- ・ステークホルダーへの説明責任を果たしうる客観性、公平性があること

(ii) 役員報酬制度

・報酬の考え方

各取締役の担う役割や管掌、評価対象期間としての過年度実績、専門性、他社における過去の実績等の要素を総合的に考慮し、指名・報酬委員会での諮問を経て報酬の客観性、公平性を図るものとする。

・報酬の構成

取締役の報酬は、上記(i)を加味した上で、月額固定の報酬とする。

- ・取締役の報酬の割合
 期末賞与等の一時的な報酬の支払いは無く、月額固定の報酬が100%を占める。

ロ. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針について
 在任中に、毎月定められた額を報酬として支払う。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定は、指名・報酬委員会への諮問を経ることを条件に、取締役会から代表取締役に対して一任している。当事業年度においては、2022年12月20日開催の取締役会にて代表取締役新野将司に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の具体的内容を一任した。代表取締役に個人別の報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからである。

なお、指名・報酬委員会は、過半数を独立社外取締役とする3名以上の取締役をもって構成する。

② 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (2名)	77,850千円 (17,100千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	19,600千円 (19,600千円)
合 計	7名 (5名)	97,450千円 (36,700千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年7月29日開催の第17期定時株主総会で年額300万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名（うち社外取締役0名）です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年7月29日開催の第17期定時株主総会で年額500万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）です。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）4名、取締役（監査等委員）3名であります。
4. 取締役会は、取締役の個人別の報酬等の決定に際し、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、代表取締役はその答申を尊重していることを確認していることから、取締役の個人別の報酬等は決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の重要な兼職の状況は、前記「(1)取締役の状況」に記載のとおりであります。
なお、当社と当該各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
石渡進介	取締役会長	当事業年度に開催された取締役会21回のうち、全議題に特別の利害関係を有するため出席しなかった2回を除く全19回に出席し、弁護士としての専門知識と他社の役員としての経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化のための助言・提言並びに業務執行に対する適切な監督、助言等を行っております。
田上嘉一	取締役	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席し、弁護士としての専門知識と他社の役員としての経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化のための助言・提言並びに業務執行に対する適切な監督、助言等を行っております。
古川絵里	取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査等委員会13回の全てに出席し、弁護士としての専門知識に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化のための助言・提言並びに業務執行に対する適切な監督、助言等を行っております。
生駒成	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査等委員会13回の全てに出席し、他社の役員としての経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化のための助言・提言並びに業務執行に対する適切な監督、助言等を行っております。
朝倉巖太郎	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査等委員会13回の全てに出席し、公認会計士としての専門知識と他社の役員としての経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化のための助言・提言並びに業務執行に対する適切な監督、助言等を行っております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 誠栄有限責任監査法人

(注) 誠栄監査法人は2023年4月1日をもって有限責任監査法人に移行したことにより、名称を誠栄有限責任監査法人に変更しております。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合であって、株主総会における決議を経ないで直ちにその会計監査人を解任すべきと判断したときは、監査等委員全員の同意によってその会計監査人を解任することとします。
- ② 監査等委員会は、会計監査人が次のいずれかに該当すると認めた場合であって、その会計監査人を解任すべき又は再任すべきでないとして判断したときは、その会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定することとします。
 - イ. 会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合
 - ロ. 法令違反による行政処分又は日本公認会計士協会の定めるところによる処分を受けた場合
 - ハ. 会計監査の適正化及び効率化を図ることが妥当であると判断した場合

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討してまいりたいと考えております。しかしながら、現時点では当社は事業規模の拡大及び継続的成長を目指して取り組んでいるため、当面は内部留保に努め事業への投資資金の確保を優先しております。

以上

連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,189,941	流動負債	1,954,324
現金及び預金	2,613,248	買掛金	670,327
売掛金	466,624	短期借入金	351,680
商品	301,323	1年内返済予定の 長期借入金	105,623
仕掛品	179,769	リース債務	7,060
販売用不動産	411,653	未払金	136,143
前渡金	77,941	未払法人税等	10,981
その他	154,787	前受金	529,874
貸倒引当金	△15,407	賞与引当金	5,687
		訂正関連費用引当金	45,420
固定資産	1,372,411	その他	91,525
有形固定資産	485,679	固定負債	878,300
建物及び構築物	324,382	長期借入金	372,494
機械及び装置	80,706	リース債務	3,680
工具、器具及び備品	16,458	株式給付引当金	101,537
土地	58,114	退職給付に係る負債	21,856
リース資産	5,198	役員退職慰労引当金	41,952
その他	819	資産除去債務	57,724
無形固定資産	382,850	繰延税金負債	8,055
のれん	213,627	その他	271,001
ソフトウェア	120,277	負債合計	2,832,625
その他	48,944	(純資産の部)	
投資その他の資産	503,881	株主資本	2,680,074
敷金及び保証金	280,955	資本剰余金	1,401,843
繰延税金資産	177,586	資本剰余金	1,306,967
その他	122,641	利益剰余金	172,471
貸倒引当金	△77,301	自己株式	△201,207
資産合計	5,562,352	新株予約権	951
		非支配株主持分	48,701
		純資産合計	2,729,727
		負債純資産合計	5,562,352

連結損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上		7,512,144
販売費及び一般管理費		4,111,163
営業外収益		3,400,981
受助保受貸そ		2,845,867
営業外費用		555,113
特別利益		
固定資産売却益	1,454	
固定資産売却損	1,166	
固定資産売却損	32,489	
固定資産売却損	291	
固定資産売却損	715	
固定資産売却損	7,103	43,220
固定資産売却損	9,593	
固定資産売却損	42,975	
固定資産売却損	12,019	64,587
特別損失		533,745
固定資産売却損	353	
固定資産売却損	10,439	
固定資産売却損	31,965	
固定資産売却損	3,142	
固定資産売却損	51,133	97,034
固定資産売却損	16	
固定資産売却損	2,418	
固定資産売却損	41,951	
固定資産売却損	10,503	
固定資産売却損	4,316	
固定資産売却損	10,041	
固定資産売却損	2,331	71,577
税金等調整前当期純利益		559,202
法人税、住民税及び事業税	29,309	
法人税等調整額	200,612	229,922
当期純利益		329,280
非支配株主に帰属する当期純利益		2,080
親会社株主に帰属する当期純利益		331,361

連結株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から)
(2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 余 本 金	利 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当連結会計年度期首残高	1,401,125	1,310,339	△158,889	△214,731	2,337,844
当連結会計年度変動額					
新株の発行	718	718			1,436
自己株式の処分				13,524	13,524
親会社株主に帰属する当期純利益			331,361		331,361
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△4,090			△4,090
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	718	△3,372	331,361	13,524	342,230
当連結会計年度末残高	1,401,843	1,306,967	172,471	△201,207	2,680,074

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	951	46,908	2,385,703
当連結会計年度変動額			
新株の発行			1,436
自己株式の処分			13,524
親会社株主に帰属する当期純利益			331,361
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			△4,090
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	-	1,793	1,793
当連結会計年度変動額合計	-	1,793	344,024
当連結会計年度末残高	951	48,701	2,729,727

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,956,676	流動負債	1,005,457
現金及び預金	2,067,558	買掛金	336,107
売掛金	269,358	短期借入金	153,080
商売用不動産	40,496	1年内返済予定の長期借入金	50,444
前渡金	411,653	リース債務	6,771
前払費用	64,286	未払金	82,869
その他の金	45,776	未払費用	14,180
貸倒引当金	182,673	未払法人税等	10,193
	△125,127	前受金	283,677
固定資産	938,828	預り金	21,115
有形固定資産	173,043	訂正関連費用引当金	45,420
建築物	109,454	その他	1,597
構築物	4,122	固定負債	138,994
機械及び装置	1,368	長期借入金	6,686
工具、器具及び備品	13,353	リース債務	3,669
土地	39,800	株式給付引当金	86,324
リース資産	4,944	関係会社事業損失金	11,170
無形固定資産	123,242	引当金	
商標権	1,006	その他	31,143
ソフトウェア	102,205	負債合計	1,144,452
ソフトウェア仮勘定	15,592	(純資産の部)	
リース資産	4,437	株主資本	2,750,101
投資その他の資産	642,541	資本金	1,401,843
関係会社株式	274,528	資本剰余金	1,301,843
関係会社長期貸付金	648,580	資本準備金	1,301,843
長期貸付金	64,194	利益剰余金	247,621
破産更生債権等	2,010	その他利益剰余金	247,621
繰延税金資産	156,029	繰越利益剰余金	247,621
敷金及び保証金	209,860	自己株式	△201,207
その他の金	11,077	新株予約権	951
貸倒引当金	△723,738	純資産合計	2,751,052
資産合計	3,895,505	負債・純資産合計	3,895,505

損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		4,125,092
販売費及び一般管理費		1,834,021
営業外収益		2,291,070
受取利息	11,277	1,688,100
受賃業務	51,901	602,969
支店倒産	371	
支店倒産	8,830	
支店倒産	2,214	74,595
支店倒産	1,663	
支店倒産	47	
支店倒産	101,044	
支店倒産	42,975	
支店倒産	3,112	148,842
特別利益		528,722
固定資産売却益	341	
固定資産売却益	15,412	
固定資産売却益	21,332	
固定資産売却益	51,133	
固定資産売却益	136,145	224,365
特別損失		
固定資産売却損	2,418	
固定資産売却損	2,999	
固定資産売却損	10,503	
固定資産売却損	9,714	
固定資産売却損	18,068	
固定資産売却損	9,690	53,395
引当金繰入		699,692
法人税、住民税及び事業税	26,957	
法人税、住民税及び事業税	206,629	233,587
当期純利益		466,105

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から)
(2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 資 合 本 計
		資 準 備 本 金	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 剰 余 金 計		
当 事 業 年 度 期 首 高 残	1,401,125	1,301,125	1,301,125	△218,483	△218,483	△214,731	2,269,035
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
新 株 の 発 行	718	718	718				1,436
自 己 株 式 の 処 分						13,524	13,524
当 期 純 利 益				466,105	466,105		466,105
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	718	718	718	466,105	466,105	13,524	481,065
当 事 業 年 度 末 残 高	1,401,843	1,301,843	1,301,843	247,621	247,621	△201,207	2,750,101

	新 株 約 権	純 資 産 計
当 事 業 年 度 期 首 高 残	951	2,269,986
事 業 年 度 中 の 変 動 額		
新 株 の 発 行		1,436
自 己 株 式 の 処 分		13,524
当 期 純 利 益		466,105
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)		-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	481,065
当 事 業 年 度 末 残 高	951	2,751,052

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村和己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森本晃一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年10月17日開催の取締役会において、株式会社ワールドエッグスの全株式を取得し、子会社化することを決議している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、株式会社くふうカンパニー及びその完全子会社である株式会社くふう住まいと会社は、2023年11月14日開催の取締役会において、株式会社くふう住まいを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実

を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村和己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森本晃一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年10月17日開催の取締役会において、株式会社ゴールドエッグスの全株式を取得し、子会社化することを決議している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、株式会社くふうカンパニー及びその完全子会社である株式会社くふう住まいと会社は、2023年11月14日開催の取締役会において、株式会社くふう住まいを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

1. 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
2. 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 誠栄有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 誠栄有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

連結注記表及び個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、当社は、2023年10月17日開催の取締役会において、教育とエンターテインメントを融合したスポーツ型アミューズメントパーク施設「ニンジャ☆パーク」を運営する株式会社ゴールドエッグスの全株式を取得し、同社を子会社化すること、及び本株式取得に伴い新たな事業を開始することを決議しております。

また、株式会社くふうカンパニー（以下「くふうカンパニー」）及びその完全子会社である株式会社くふう住まい（以下「くふう住まい」）と、くふうカンパニーの連結子会社である当社は、2023年11月14日開催のそれぞれの取締役会において、くふう住まいを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことについての決議を行い、くふう住まい及び当社の間で株式交換契約を締結しております。

2023年11月22日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 監査等委員会
 監査等委員（常勤） 古川 絵里 ㊟
 監査等委員 生 駒 成 ㊟
 監査等委員 朝倉 巖太郎 ㊟

以 上

(注)監査等委員古川絵里、生駒成及び朝倉巖太郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 当社と株式会社くふう住まいとの株式交換契約承認の件

当社、株式会社くふうカンパニー（以下「くふうカンパニー」といいます。）及びその完全子会社である株式会社くふう住まい（以下「くふう住まい」といいます。）は、2023年11月14日開催のそれぞれの取締役会において、くふう住まいを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことについての決議を行い、同日付で、くふう住まい及び当社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いしたいと存じます。

本株式交換は、くふう住まいについては2023年12月中旬頃に開催予定の定時株主総会において承認（書面同意によるみなし決議を含む。）を受けた上で、当社については本定時株主総会において承認を受けた上で、2024年2月1日を効力発生日として行う予定です。

なお、本株式交換は、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、くふう住まいを除く当社の株主の皆様には、本株式交換の対価として、くふう住まいの株式ではなく、くふう住まいの完全親会社であるくふうカンパニーの普通株式（以下「くふうカンパニー株式」といいます。）を割り当てることといたします。

また、本株式交換の効力発生日（2024年2月1日予定）に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロス市場の上場廃止基準に従って、2024年1月30日付で上場廃止（最終売買日は2024年1月29日）となる予定です。なお、本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等、その他本議案に関する事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換を行う理由

くふうカンパニーは、共同株式移転の方法により、2021年10月1日付で株式会社ロコガイド及び株式会社くふう中間持株会社（現くふう住まい）の完全親会社として設立された持株会社であり、2023年11月14日現在、東京証券取引所グロス市場に上場しています。くふうカンパニー並びにその子会社20社、持分法適用関連会社1社及び持分法非適用関連会社1社（2023年11月14日現在）で構成されるくふうカンパニーグループは、“「くふう」で暮らしにひらめきを”を経営理念とし、「毎日の暮らし」及び「ライフイベント」において、生活者であるユーザーにとっての利便性や豊かさを最優先に考え、情報格差の解消や利便性の高いサービスづくりに取り組むとともに、ユーザーの主体的な意思決定や行動につながる価値提供を目指し、主に毎日の暮らし事業、ライフイベント事業及び投資・インキュベーション事業を行っております。毎日の暮らし事業は、くふうカンパニーの連結子会社である株式会社ロコガイドによるチラシ・買い物情報サービス「トクバイ」、株式会社くふうAI

スタジオによるオンライン家計簿サービス「Zaim」、株式会社キッズスターによる子ども向け社会体験アプリ「ごっこランド」、株式会社しずおかオンラインによる地域情報メディア・サービス等の日常・地域生活領域に関する事業を行っております。ライフイベント事業は、くふうカンパニーの連結子会社であるくふう住まいによる住宅・不動産専門メディア及び相談サービス、事業者向けSaaS（注1）、買取再販・仲介サービス、当社による住関連産業（住宅、不動産、建設業界）に特化したコンサルティング事業及び一般消費者向け住宅の建築施工事業、株式会社Seven Signatures Internationalによる富裕層向けコンサルティングサービス等の住まい領域に関する事業並びに株式会社エニマリによるウェディング総合情報メディア及び結婚式プロデュースサービス等の結婚領域に関する事業を行っております。投資・インキュベーション事業は、くふうカンパニー及びくふうカンパニーの連結子会社である株式会社くふうキャピタルによる投資事業、くふう少額短期保険株式会社による保険関連事業、株式会社くふうジオデータによる保険関連事業及び位置情報関連事業、株式会社RETRIPによる旅行おでかけCGMサービス「RETRIP」、アクトインディ株式会社による子どもとおでかけ情報サイト「いこーよ」等の投資・事業開発領域に関する事業を行っております。

（注1）「SaaS」とは、「Software as a Service」の略であり、ソフトウェアの機能をインターネット経由でサービスとして提供する形態のことをいいます。

くふうカンパニーグループでは、毎日の暮らしから、結婚や不動産といった人生の転機となるライフイベントまで、生活に関連した事業テーマを扱っており、生活者であるユーザーにとっての利便性や豊かさを最優先に考える「ユーザーファースト」を徹底したサービスづくりに注力しております。足元のAI技術のめざましい進歩を背景に、くふうカンパニーグループでは「AI for User First」を掲げ、各領域においてAIの活用を推進しながら、「日々の小さな選択」から「ライフイベント時の大きな意思決定」まで、ユーザーの問題解決を支援するサービスづくりを推進しております。また、ユーザーニーズへの対応をより一層強化していくとともに、更なる事業規模拡大及び持続的成長により企業価値の向上を図るため、新規事業開発やM&A等も機動的に実施しております。

なお、くふう住まいは、共同株式移転の方法により、2018年10月1日付で株式会社オウチーノ及び株式会社みんなのウェディングの完全親会社として株式会社くふうカンパニーの商号で設立され、同日付で当時の東京証券取引所マザーズ市場に上場しました。その後、株式会社くふうカンパニーと株式会社ロゴガイドとの共同株式移転により、2021年10月1日をもって両社の完全親会社となる株式会社くふうカンパニーが設立され同日新規上場することに先立ち、同年9月29日に当時の東京証券取引所マザーズ市場を上場廃止となり、また、同年9月30日をもって商号を株式会社くふう中間持株会社に変更しました。その後、2022年10月1日に株式会社くふう中間持株会社並びに株式会社オウチーノ及び株式会社おうちのくふうが合併し、存続会社の株式会社くふう中間持株会社を株式会社くふう住まいに商号変更しております。くふう住まいは、上記のとおり、くふうカンパニーグループにおいて、住まい領域の住宅・不動産専門メディア及び相談サービス、事業者向けSaaS及び買取再販・仲介サービスを展開しております。

当社は、資産価値が維持できる高性能住宅商品の企画開発、住消費者のリスクを最小化するための

住宅不動産取引の実現による資産価値の維持向上を理念に掲げ、2005年3月に創業し、2016年4月に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。当社及びその子会社5社（2023年11月14日現在）で構成される当社グループは、「コンサルティング事業」及び「建築施工事業」を主たる事業としています。

「コンサルティング事業」は、住関連産業（住宅、不動産、建設業界）に特化した経営コンサルティング事業であり、地域の中小企業を会員組織としてネットワーク化することによって、事業提携先と協力し、業界のノウハウを分析、標準化し、ビジネスモデルとしてパッケージ化した商品を顧客（会員企業）に提供しております。当該商品には、そのブランドを使って営業・販売するのに必要なシステム、ノウハウ、営業ツールなどが全て含まれています。当社グループは、顧客の企業が置かれている状況に応じて、収益構造改善や新規事業展開を含む業態転換の必要性をもつ企業には「ビジネスモデルパッケージ」を、経営（事業）におけるプロセスや機能の効率化が必要な企業には「経営効率化パッケージ」を提供しており、トータルの商品数は10を超え、住宅環境のハードインフラから情報インフラまでをトータルでサポートしています。「ビジネスモデルパッケージ」とは、工法提供をパッケージ化した「工法事業モデル」、住宅新築や増改築に必要な事業ノウハウを企画・開発・パッケージ化した「不動産事業モデル」に分類され、業態転換の必要性をもつ企業を主な顧客としております。当社グループが提供するものは、事業ノウハウ・システム・サービスであり、実際の営業や施工は当社の顧客である会員企業がこの「ビジネスモデルパッケージ」に基づき行います。「経営効率化パッケージ」とは、営業活動プロセスの効率化（集客や歩留まりの改善）や社員教育の効率化、顧客管理や原価管理等の効率化といった、経営（事業）におけるプロセスや機能に対する効率化のソリューションを必要とする企業を主な対象としたサービスで構成されております。ノウハウを単に提供するだけでなく、情報システムによる具体的なツールにノウハウを組み込み、その活用方法を支援する教育プログラムと合わせたサービスとなっております。

「建築施工事業」ではパッケージ化した商品を活用し、一般消費者向けに住宅の建築・施工等を行っており、開発したノウハウは、コンサルティング事業において、商品開発や会員企業への支援に活かしております。

当社は、2020年6月17日に当社の監査役会に外部からの情報提供があったことを契機として、当社の監査役会が調査を行い、同年7月15日に当社の取締役会に対してその中間報告が行われたことにより判明した過去の売上高や売上原価その他の費用等の計上処理に係る不適切な会計処理（以下「本不適切会計」といいます。）の解明のため、特別調査委員会を設置し本不適切会計について調査しておりました。その後、当社は、2020年8月31日に当時当社の独立役員であった者も委員となっていた特別調査委員会から、当社から独立した中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会への移行等について開示し、また、同年9月29日に新規上場前からの不適切会計に関する第三者委員会の中間調査報告書を開示し、さらに、同年9月30日に第11期から第15期事業年度までの有価証券報告書の訂正報告書に記載された連結財務諸表及び財務諸表並びに第16期事業年度に係る有価証券報告書に記載された連結財務諸表及び財務諸表についての監査報告書の意見不表明について開示を

行いました。また、当社は、2020年7月21日に東京証券取引所市場第一部に上場市場を変更しておりましたが、これらの開示及び東京証券取引所によるこれまでの審査の結果を受け、同年9月30日、東京証券取引所から、当社が提出した新規上場申請及び上場市場の変更申請に係る宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行ったおそれがあると判断され、当社株式は監理銘柄（審査中）の指定を受け、2020年11月27日付で監理銘柄の解除及び特設注意市場銘柄の指定を受け、2020年12月27日付で市場第一部からマザーズ市場への変更（2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分見直しに伴い東京証券取引所グロス市場に移行）が行われました。その後、当社は、2021年11月29日に内部管理体制確認書を東京証券取引所へ提出いたしました。当社株式の特設注意市場銘柄の指定が継続されるとともに、2022年5月27日付で改めて当社株式は監理銘柄（審査中）の指定を受けたものの、2022年7月28日付で当社株式の特設注意市場銘柄の指定解除及び監理銘柄（審査中）の指定解除を受けました。

本不適切会計を受け、当社においては、そのガバナンス上の問題点を認識し、経営体制の刷新を始めとする経営ガバナンス強化に係る様々な施策を実施してきました。そして、かかる施策の一環として、当社は、くふう住まいを当社の経営課題の解決に資する事業パートナーとして迎え、2021年4月14日付で、同社との間で資本業務提携契約を締結しました。両社の資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）においては、(i) くふう住まい及び当社の協働によるエンドユーザーに向けた認知及び価値提供の拡大、(ii) 住まいのワンストップサービスの提供によるユーザー満足度の向上、(iii) 地域に根差したライフイベント事業の開発、(iv) 当社の会員企業向けの業務支援ツールの開発と収益基盤の拡大、(v) グループ経営体制による内部管理体制の強化と効率的な経営の実現を業務提携の内容としています。また、くふう住まいは、同月15日付で開始した当社株式に対する公開買付け及びその後の当社による第三者割当増資を通じて、当社の議決権の過半数を取得し、当社を連結子会社化するに至っています。

当社がくふう住まいの連結子会社となって以降、くふう住まいは、当社に対して、役職員の派遣や経営支援により、当社株式の特設注意銘柄指定の解除に向けてガバナンス体制の強化を推進して参りました。また、くふうカンパニーグループが保有する「メディア+サービス」のビジネスモデルのノウハウやツール開発等の技術力と当社が保有する会員企業ネットワークや商品力を融合し、新たなサービス開発や事業連携の検討をしたものの、当社のガバナンス体制の強化を優先したため、上記の(i) から(v) に記載した事項への取り組みは進捗していませんでした。そのような中で、当社においては、当社株式の特設注意銘柄指定の解除及び上場廃止の可能性を回避するため、内部管理体制の改善に向けた取組みを進める一方で、本資本業務提携を更に推進し、そのシナジーを早期に実現することによって当社の企業価値の更なる向上を図るためには、株式会社くふう住まいの完全子会社となる形で当社が非公開化することが最善であると考えに至り、2022年1月上旬、くふう住まいの完全親会社であるくふうカンパニーに対して、くふうカンパニーグループによる当社の非公開化の検討を要請いたしました。一方、くふうカンパニーにおいては、当社からの当該提案を受け、2022年1月中旬、くふうカンパニーグループによる当社の非公開化の可能性について検討を開始し、本資

本業務提携において企図している数々の施策の実行を加速化し、くふうカンパニーグループとして本資本業務提携のシナジーを享受するためには、くふうカンパニーグループによる当社の非公開化が有力な選択肢であると認識するに至り、当社に対して、2022年2月上旬に、株式交換の方法による当社の非公開化の検討を進める旨を伝えた上で、同月下旬に、かかる非公開化について正式に提案いたしました。くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社は、当該非公開化について、同年3月下旬まで協議・検討を重ねましたが、合意には至りませんでした。

並行して、当社は、特設注意市場銘柄指定の解除に向けた審査において、「くふうカンパニーの出身者や兼任者が当社役員に複数就任している状況において、利益相反のおそれがあるくふうカンパニーグループとの関連当事者取引に関する審議が取締役会等で十分に行われていない」と指摘を受け、くふうカンパニー役員の兼任者の辞任や従前の取締役会での審議が不十分であったくふうカンパニーグループとの個別取引に関する契約について、当社取締役会において再度詳細な説明を行い再審議した結果、審議についての疑義を払拭するために、くふうカンパニーとの間で締結した2021年10月1日付経営支援契約等のくふうカンパニーグループとの間の各取引に係る契約の解除を、2022年3月31日付で実施いたしました。その後、2022年7月28日付での当社株式の特設注意市場銘柄の指定解除を経て、当社は、くふうカンパニーから情報システム業務の支援を受ける必要があると考え、くふうカンパニーとの間で、一般取引と同様に取引条件の交渉を行い、取引の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性等の取引内容について、当社及びくふうカンパニーグループから独立した委員で構成される諮問委員会に諮問し、当該諮問に対する答申に従って取締役会にて審議した上で、取締役会の事前承認を得て、当社及びくふうカンパニーは、改めて2023年3月31日付で経営支援契約書を締結いたしました。また上記のとおり、くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社間における2022年1月上旬からの当社を非公開化する取引の交渉は合意には至らなかったものの、当社は、当社グループが営む住宅不動産業界において、個人用戸建て住居の新設住宅着工戸数の減少が続いている中で、今後さらに住宅不動産市況の悪化を想定し、安定的な成長を目指していくためには、当社の自社メディア運営部門、システム部門及び管理部門の増強や効率的な運用が必要であると考え、くふうカンパニーグループの経営資源を有効活用するための方策について、2022年11月中旬頃、改めてくふうカンパニーに相談をいたしました。これに対し、くふうカンパニーは、2022年11月下旬、当社の完全子会社化の可能性について具体的な検討を開始した後、2022年12月中旬に、当社を完全子会社とすることにより、くふうカンパニーグループの主要領域である住まい領域の事業において、当社グループも含むグループ一体として経営効率化を図り、迅速な意思決定を行うことができる体制を構築し、本資本業務提携を深化させることが、当社グループ及びくふうカンパニーグループの企業価値向上に資するものと確信し、当社を完全子会社化することが最適であると判断いたしました。くふうカンパニー及びくふう住まいは、2023年1月上旬頃、当社に対して、当社を完全子会社化することを目的とした取引に関する意向を申し入れ、くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社は、当該完全子会社化を目的とした取引について、同年3月中旬まで協議・検討を重ねましたが、条件について合意には至らず協議・検討を中止しました。

ただ、当社において、当社グループが営む住宅不動産業界において、安定的な成長を目指していくためには、当社の自社メディア運営部門、システム部門及び管理部門の増強や効率的な運用が必要であるとの考えは変わらず、くふうカンパニーグループの経営資源を有効活用するための方策について、改めて2023年8月上旬頃、くふうカンパニーに相談をいたしました。当社及びくふうカンパニーの間で議論を行った結果、当社がくふうカンパニーグループの経営資源を有効活用するためにくふうカンパニーグループと取引を行う際には、少数株主に配慮し、独立当事者間における取引を前提として、一般取引と同様に取引条件を交渉するほか、取引の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性等の取引内容について、当社及びくふうカンパニーグループから独立した委員で構成される諮問委員会に諮問し、当該諮問に対する答申に従って取締役会にて審議した上で、取締役会の事前承認を得ることとしているため、迅速かつ円滑にくふうカンパニーグループの経営資源を有効活用するための方策の推進を行うことが困難となっており、取引を実現するためには一定の制約や限界があるとの共通認識を持ちました。当社がくふうカンパニーグループと少数株主との間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、中長期的な成長の観点から必要となるくふうカンパニーグループとの連携及び経営資源の効率的活用を迅速かつ円滑に行うためには、当社がくふうカンパニーの完全子会社となることが最適であると考えて、同年9月上旬頃、くふうカンパニーは、当社の完全子会社化の可能性について具体的な検討を開始しました。

くふうカンパニーは、当社グループに対する支援を含む住まい領域の今後の事業展開において、より一層の企業価値向上を目指すためには、やはり当社を含むグループ一体として経営効率化を図り、迅速な意思決定を行うことができる体制を構築し、住まいのワンストップサービスの提供を早期に実現することが、更なる事業成長の加速を可能とするという考えに至りました。他方で、当社が上場会社として独立した事業運営を行っており、当社がくふうカンパニーグループと取引を行う際には、少数株主に配慮し、利益相反を回避するための措置等に時間を要するため、迅速な意思決定ができない状況にあり、上場会社として独立した事業運営を維持することが、当社を連結子会社化した際の目的の1つである住まいのワンストップサービスの提供によるユーザー満足度の向上の早期実現を妨げる要因となっていることを認識し、くふうカンパニーグループの持つ経営資源やノウハウを十分に活用するには、これらの制約を解消し、緊密な連携やユーザーニーズへの迅速な対応ができる状態になることが必須であると判断いたしました。

くふうカンパニーは、本資本業務提携において企図している数々の施策の実行を加速化し、くふうカンパニーグループとして本資本業務提携のシナジーを享受するためには、くふうカンパニーグループによる当社の非公開化が有力な選択肢であると改めて認識するに至りました。また、当社の非公開化の手法としては、非公開化の目的を実現するとともに、くふう住まいを除く当社の株主の皆様に対して割り当てられる対価の流動性を確保すると共に、くふうカンパニー株式の保有を通じて、当該株主の皆様に対しくふうカンパニーグループによる当社の非公開化によるシナジーの利益を得る機会を提供するとの観点等を考慮し、くふう住まいを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行い、くふう住まいを除く当社の株主の皆様には、その対価として、くふう住まい

の株式ではなく、くふう住まいの完全親会社であるくふうカンパニー株式を割り当てる、いわゆる「三角株式交換」の方法によることが望ましいと判断し、くふうカンパニーは、当社に対して、2023年9月中旬に、かかる非公開化について提案いたしました。

当社は、親会社で支配株主であるくふう住まいの完全親会社であるくふうカンパニーからの当該提案を受けて、下記「3.交換対価の相当性に関する事項」の「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項(公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)」に記載のとおり、本株式交換の公正性を担保するため、本株式交換の検討に当たり必要となる独立した検討体制の具体的な内容について検討し、当該検討体制を適切に構築した上、2023年9月中旬以降、本株式交換に係る具体的検討を開始することといたしました。具体的検討を開始するに際し、くふうカンパニーからの提案に対する当社の取締役会における意思決定過程の公正性、透明性及び客観性の確保並びに意思決定の恣意性の排除を目的として、2023年9月15日に支配株主であるくふう住まい及びくふう住まいの完全親会社であるくふうカンパニーとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記「3.交換対価の相当性に関する事項」の「(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項(公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)」をご参照ください。)を設置し、併せて外部専門家を起用する等の具体的検討に向けた体制を整備いたしました。

くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社による慎重な検討及び協議の結果、本株式交換により、主に以下のシナジーがくふうカンパニーグループ及び当社に顕在化し、くふうカンパニーグループ及び当社の企業価値向上に資するものであるとの認識に至りました。

(a) 「住まいのワンストップサービス」の早期実現

くふう住まい及び当社は、2021年公開買付け当時、くふう住まい及び当社が連携することで、全国で戸建住宅を検討したいユーザーに対して、メディアを通じた情報収集のサポートと併せて、当社が展開する「R+house」事業の住宅モデルシリーズを住まいの選択肢として提案していくことが可能となり、住宅の検討から購入までをスムーズに支援することが可能になるものと考えておりました。また、住宅購入後においては、快適な暮らしを維持していくためのメンテナンスに加え、売却可能性も踏まえた資産価値の向上をサポートしていくことも、住宅購入者にとって重要な要素であり、この点においては、くふう住まいグループが保有するインターネットサービスのノウハウを活用することで、ユーザーとの継続的な接点の創出や、オンライン査定サービス等の各種サービスを効果的に提供していくこと、あるいは「ユーザーファースト」視点のサービス開発力を活用した新しいサービスを当社と共同で開発・提供していくことを通じて、購入前から購入後も含めた住まいに関するワンストップサービスを提供していくことによるユーザー満足度の向上を期待しておりました。しかしながら、当社が上場会社として独立した事業運営を行っており、当社がくふうカンパニーグループと取引を行う際には、少数株主に配慮し、利益相反を回避するための措置等に時間を要するため、迅速な意思決定ができない状況にあり、当社とくふうカンパニーグループ間での迅速かつ円滑な連携が困難でありました。本取引後においては、当社がくふう住まいの完全子

会社となり、くふう住まいと当社の少数株主との間の潜在的な利益相反構造が解消されることから、上記のようなくふう住まい以外の当社の少数株主の利益への配慮や当社としての独立性確保、諮問委員会への諮問が不要となり、当社を含むくふうカンパニーグループとして、迅速かつ柔軟な意思決定の下、くふうカンパニーグループが有するメディア運営のノウハウ活用や相談サービス等との連携を通じて、住まいを検討するユーザーとの接点の創出や、ユーザーと当社グループが有する会員企業とのコミュニケーションの円滑化を進め、住まいのワンストップサービスの早期実現が目指せると考えております。

(b) グループ経営体制による効率的な経営の実現

くふうカンパニーは、子会社に対して、経営管理業務、経理業務、法務業務、人事採用業務、情報システム業務、内部監査業務等の間接業務を提供することにより、効率的な執行の体制を構築しておりますが、上場会社である当社に対しては、独立性確保の観点から、それらの提供を積極的にはできない状況にありました。当社グループを完全子会社化することにより、当社グループも含めたより強固なグループ経営体制を実行することで、くふうカンパニーグループ全体の効率的な経営管理体制の強化を実現していくことが可能になるものと考えております。

なお、くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社としては、本株式交換による大きなデメリットはないと認識しております。

上記のとおり、くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社は、本株式交換によりくふう住まいが当社を完全子会社化することが、両社の企業価値ひいてはくふうカンパニーグループ全体の企業価値向上に資するものであるのみならず、本株式交換の対価であるくふうカンパニー株式の交付を通じて、株主の皆様にとっても有益なものであるとの認識に至ったことから、両社において、本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）を含む諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、2023年11月14日開催のくふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社の取締役会において本株式交換を行うことを決議し、くふう住まいと当社との間で、本株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換の実行後、くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社は、くふうカンパニーグループと当社グループの持つネットワーク・開発力・ノウハウ等を含む経営資源の相互活用を更に促進し、両グループの更なる企業価値の向上を図ることを予定しております。

2. 本株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書（写）

株式会社くふう住まい（以下「甲」という。）及びハイアス・アンド・カンパニー株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。なお、甲は株式会社くふうカンパニー（住所：東京都港区三田一丁目4番28号。以下「丙」という。）の完全子会社である。

(1) 株式交換完全親会社

商号：株式会社くふう住まい

住所：東京都港区三田一丁目4番28号

(2) 株式交換完全子会社

商号：ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

住所：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.31を乗じた数の丙の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、丙の普通株式0.31株の割合をもって、甲が保有する丙の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って各本割当対象株主に対して割り当てるべき丙の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、当該本割当対象株主に対して、当該端数に相当する丙の普通株式の割当てに代えて、丙の普通株式1株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭（但し、1円未満の端数は切り上げる。）を交付する。本項において、「丙の普通株式1株当たりの時価」とは、株式会社東京証券取引所における効力発生日（第4条で定義する。以下同じ。）の直前の取引日における丙の普通株式の普通取引の終値（当該直前の取引日においてかかる終値が存しない場合には、かかる終値が存する直近の取引日（効力発生日前のものに限る。）におけるかかる終値）をいう。

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年2月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（株式交換契約の承認）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、会社法第795条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第6条（乙の自己株式の消却）

乙は、前条第1項及び第2項に定める株主総会の承認が得られた場合には、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時の直前時点において保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を基準時の直前時点において消却する。

第7条（丙の普通株式の取得）

第9条の規定にかかわらず、甲は、効力発生日の前日までに、本株式交換に際して本割当対象株主に割当交付すべき丙の普通株式（いかなる担保その他の負担の付されていないものに限る。）の総数に足る丙の普通株式を取得する。

第8条（新株予約権の処理）

乙は、第5条第1項及び第2項に定める株主総会の承認が得られた場合、効力発生日の前日までに、乙が発行し未だ権利行使されていない新株予約権について、無償で取得の上消却し、その全てを消滅させる。

第9条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は明らかになった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第5条第1項及び第2項に定める株主総会の承認が得られなかったとき、本株式交換に関し法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの承認等が得られなかったとき又は前条に基

づき本契約が解除されたときには、その効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

— 以下、余白 —

本契約の成立を証するため甲及び乙が記名押印または電子署名の上、記名押印した場合は本書2通を作成し、それぞれ原本1通を保管する。

2023年11月14日

東京都港区三田一丁目4番28号
株式会社くふう住まい
代表取締役社長 長井 健尚

東京都品川区上大崎二丁目24番9号
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役 新野 将司

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	くふうカンパニー (株式交換完全親会社である くふう住まいの完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換比率	1	0.31
本株式交換により 交付する株式数	くふうカンパニー株式：5,916,473株（予定）	

(注1) 本株式交換比率

当社株式1株に対して、くふうカンパニー株式0.31株を割当交付いたします。ただし、くふう住まいが保有する当社株式(2023年11月14日時点で19,497,730株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社が協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するくふうカンパニーの株式数

くふう住まいは、本株式交換に際して、くふう住まいが当社の発行済株式の全部(ただし、くふう住まいが保有する当社株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の当社の株主の皆様(ただし、くふう住まいを除きます。)に対して、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のくふうカンパニー株式を割当交付いたします。なお、くふう住まいはかかる交付に当たり、くふうカンパニーよりくふう住まいへ第三者割当増資によって新たに発行される普通株式を使用する予定です。詳細についてはくふうカンパニーの2023年11月14日付プレスリリース「子会社に対する第三者割当による新株式発行に関するお知らせ(会社法第800条の規定に基づく子会社による親会社株式取得)」をご参照ください。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会の決議により、当社が保有する自己株式(2023年10月31日現在252株)及び当社が基準時の直前の時点までに保有することとなる全ての自己株式(本株式交換に関する会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。また、上記の本株式交換により交付する株式数は、当社が発行する新株予約権が本株式交換の効力発生日の前日までに全て行使されることを前提とするものであり、新株予約権の一部又は全部が行使されなかった場合には、本株式交換により交付する株式数は減少することになります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、くふうカンパニーの単元未満株式(1単元(100株)未満の株式)を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、くふうカンパニー株式に関する下記の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し)

会社法第194条第1項及びくふうカンパニーの定款第10条の規定に基づき、くふうカンパニーの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の普通株式をくふうカンパニーから買い増すことが

できる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、くふうカンパニーの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをくふうカンパニーに対して請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の株主の皆様（ただし、くふう住まいを除きます。）に交付されるくふうカンパニー株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数に相当するくふうカンパニー株式の交付に代えて、くふうカンパニー株式1株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭（1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。）を交付します。この場合における「くふうカンパニー株式1株当たりの時価」とは、東京証券取引所における本株式交換の効力発生日の直前の取引日におけるくふうカンパニー株式の普通取引の終値（当該直前の取引日においてかかる終値が存しない場合には、かかる終値が存する直近の取引日（効力発生日前のものに限ります。）におけるかかる終値）とします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（ア）割当ての内容の根拠及び理由

くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社は、上記「1. 本株式交換を行う理由」に記載のとおり、2023年9月中旬に、くふうカンパニーから当社に対して本株式交換の正式提案が行われ、三社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換による当社の非公開化が、くふうカンパニーグループ及び当社の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

本株式交換については、本株式交換の目的を実現するとともに、非上場会社であるくふう住まいの普通株式ではなく、上場会社であるくふうカンパニーの株式を対価とした場合には、当社の少数株主の皆様がより流動性の高い株式を取得できる点、及びくふうカンパニー株式の保有を通じて、株式交換完全子会社である当社の株主の皆様に対して本株式交換のシナジーの利益を得る機会を提供できる点から、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換の対価としては、くふう住まいの普通株式ではなく、くふう住まいの完全親会社であるくふうカンパニーの普通株式を割り当てることといたしました。

くふうカンパニー及び当社は、本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、くふうカンパニーは東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」といいます。）を、当社は株式会社ストリーム（以下「ストリーム」といいます。）を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

くふうカンパニーにおいては、下記「（3）当社の株主の利益を害さないように留意した事項

（公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置）」に記載のとおり、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズから2023年11月13日付で受領した株式交換比率に関する算定書（以下「本算定書（東京フィナンシャル・アドバイザーズ）」といいます。）、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、くふうカンパニーが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は本算定書（東京フィナンシャル・アドバイザーズ）において示された算定結果の範囲内であることを確認の上、本株式交換比率は妥当であり、くふうカンパニーの株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

当社においては、下記「（3）当社の株主の利益を害さないように留意した事項（公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置）」に記載のとおり、第三者算定機関であるストリームから2023年11月13日付で受領した株式交換比率に関する算定書（以下「本算定書（ストリーム）」といいます。）、リーガル・アドバイザーである渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（以下「渥美坂井法律事務所」といいます。）からの助言、当社がくふうカンパニーに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主であるくふうカンパニー及びくふう住まいとの間で利害関係を有しない独立した委員であり本株式交換を検討する専門性・適格性を有すると判断される朝倉巖太郎氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、オルバイオ株式会社監査役、公認会計士）、生駒成氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、株式会社クロスコンパス監査役、総合商研株式会社内部監査室長）及び古川絵里氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、藤本特許法律事務所 弁護士）の3名によって構成される本特別委員会（詳細については、下記「（3）当社の株主の利益を害さないように留意した事項（公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置）」に記載のとおりです。）からの指示、助言及び答申書等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったことから、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社は、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2023年11月14日、くふう住まいと当社の取締役会決議により、両社間で本株式交換契約を締結することを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

（イ）算定に関する事項

（i）算定機関の名称及び両社との関係

くふうカンパニーの第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ及び当社の第

三者算定機関であるストリームはいずれも、くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社からは独立した第三者算定機関であり、くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

東京フィナンシャル・アドバイザーズは、くふう住まいの完全親会社であるくふうカンパニーについては、市場株価平均法及びDCF法を採用して算定を行いました。

当社については、市場株価平均法及びDCF法を採用して算定を行いました。

上記の各評価方法におけるくふうカンパニー株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは、下記のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
くふうカンパニー	当社	
市場株価平均法	市場株価平均法	0.224~0.296
DCF法	DCF法	0.216~0.323

なお、市場株価平均法においては、2023年11月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

東京フィナンシャル・アドバイザーズは、本株式交換比率の算定に際して、公開情報及びくふうカンパニーから提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にこれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。くふうカンパニー及び当社の両社並びにその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定は、2023年11月13日までに東京フィナンシャル・アドバイザーズが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定は、くふうカンパニーの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、東京フィナンシャル・アドバイザーズがDCF法による算定の前提としたくふうカンパニーの事業計画において、2025年9月期について、毎日の暮らし事業及びライフイベント事業の規模拡大、収益性改善、本株式交換による統合効果等により、前年度に対して3割以上の増益を見込んでいます。また、当社から受領した当社の事業計画には、大幅な増減益が見込まれておらず、本株式交換のシナジー効果は考慮されておりません。

ストリームは、くふう住まいの完全親会社であるくふうカンパニー及び当社がそれぞれ東京証券取引所グロース市場に上場しており、両社に市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、くふうカンパニー及び当社いずれについても比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

上記の各評価方法におけるくふうカンパニー株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは、下記のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
くふうカンパニー	当社	
市場株価平均法	市場株価平均法	0.22~0.30
類似会社比較法	類似会社比較法	0.45~0.88
DCF法	DCF法	0.16~0.55

なお、市場株価平均法においては、2023年11月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

ストリームは、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びストリームに提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。くふうカンパニー及び当社の両社並びにその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、当社の財務予測の期間は1期（2024年9月期）のみとなっております。また、当社の代表取締役社長の新野将司氏は、くふうカンパニーの出身者であるため、利益相反の疑義を回避する観点から、本取引に関する意思決定には関与しておりませんが、当社の財務予測については、その作成過程において関与が必須であったため、同氏が関与しております。

ストリームの算定は、2023年11月13日までにストリームが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、ストリームの算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、ストリームがDCF法による算定の前提としたくふうカンパニーの事業計画においては、2025年9月期及び2026年9月期について、毎日の暮らし事業及びライフイベント事業の規模拡大及び収益性改善により、それぞれ前年度に対して大幅な増益を見込んでいます。当社の事

業計画においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、本株式交換後のシナジーについては、上場維持コストの削減のみを考慮しており、その他シナジー効果などは考慮されておられません。なお、くふうカンパニーの事業計画には、連結子会社である当社の事業計画が包含されていますが、当社の取締役会で承認された当社作成の事業計画とは異なるものです。したがって、株式交換比率の算定に際して、くふうカンパニーの事業計画に含まれる当社の事業計画と、当社作成の事業計画は、一致していません。

ストリームは、本株式交換契約が適法かつ有効に作成及び締結され、当社及びくふう住まいの株主総会で承認されること、本株式交換が本株式交換契約に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本株式交換契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式交換が本株式交換契約の条件に従って完了することを前提としております。また、ストリームは、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、本株式交換の税務上の効果が当社及びくふうカンパニーの想定と相違ないこと、本株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。ストリームは、本株式交換の実行に関する当社の意思決定、あるいは本株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを当社から依頼されておらず、また検討していません。ストリームは、本株式交換に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。ストリームは、当社より提示された本株式交換に係る税務上の想定される効果が実現することを前提としております。

(2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

本株式交換については、その目的を実現するとともに、①非上場企業であるくふう住まいの普通株式を対価とした場合には、当社の少数株主の皆様が流動性の低い株式を取得することになること、②現金ではなく、くふうカンパニー株式を対価として交付することにより、当社の少数株主の皆様の本株式交換によるシナジーの共有機会を提供できること、③くふうカンパニーグループとして、くふうカンパニー及びくふう住まいの間の100%親子会社の関係を維持する必要性があること等を勘案し、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換の対価としては、くふう住まいの普通株式ではなく、くふう住まいの完全親会社であるくふうカンパニーの普通株式を割り当てることとしました。

なお、本株式交換により、その効力発生日である2024年2月1日（予定）をもって、くふう住まいは当社の完全親会社となり、完全子会社となる当社株式は東京証券取引所グロース市場の上場廃止基準に従って、2024年1月30日付で上場廃止（最終売買日は2024年1月29日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することができなくなります。当社株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付されるくふうカンパニー株式は、東京

証券取引所グロース市場に上場しており、本株式交換の効力発生日以降も、金融商品取引所市場において取引が可能であることから、基準時において当社株式を323株以上保有し、本株式交換によりくふうカンパニーの単元株式数である100株以上のくふうカンパニー株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き株式の流動性を確保できるものと考えております。

他方、基準時において323株未満の当社株式を保有する株主の皆様には、単元株式数に満たないくふうカンパニー株式が割り当てられます。単元未満株式については、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望によりくふうカンパニー株式に関する単元未満株式の買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能です。なお、本株式交換比率を前提とした場合、2023年9月30日現在の当社の株主3,753名のうち、1,878名の株主の皆様が単元未満株主となる見込みです。これらの取扱いの詳細については、上記「(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「①本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における取扱いの詳細については、上記「(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「①本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2024年1月29日(予定)までは、東京証券取引所グロース市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項(公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)

くふう住まい及び当社は、くふう住まいが既に当社株式19,497,730株(2023年9月30日現在、発行済株式総数から当社が保有する自己株式を除いた37,506,828株に占める割合にして51.98%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。))を保有し、当社はくふう住まいの連結子会社に該当すること及び当社の取締役の中にくふうカンパニー及びくふう住まいの出身者である取締役が存在すること等から、当社は、本株式交換について公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社から独立した第三者算定機関であるストリームを選任し、2023年11月13日付で、株式交換比率に関する本算定書(ストリーム)の提出を受けております。本算定書(ストリーム)の概要は、上記「(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(イ) 算定に関する事項」の「(ii) 算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、ストリームから、本株式交

換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得して
おりません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

当社は、渥美坂井法律事務所を本株式交換のリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所
より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から
助言を受けております。

なお、渥美坂井法律事務所は、くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社から独立してお
り、各社との間に重要な利害関係を有しません。

(iii) 当社における独立した特別委員会からの答申書の取得

当社は、親会社で支配株主であるくふう住まいの完全親会社であるくふうカンパニーからの提
案を受けて、2023年9月15日、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の
取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する
とともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとっ
て不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、いずれも支配株主
であるくふうカンパニー及びくふう住まいとの間で利害関係を有しない、朝倉巖太郎氏（当社独
立社外取締役（監査等委員）、オルバイオ株式会社監査役、公認会計士）、生駒成氏（当社独立
社外取締役（監査等委員）、株式会社クロスコンパス監査役、総合商研株式会社内部監査室長）
及び古川絵里氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、藤本特許法律事務所 弁護士）の3名に
よって構成される本特別委員会を設置しました。なお、本特別委員会は、委員間の互選により、
委員長として朝倉巖太郎氏を選定しております。また、本特別委員会の委員は設置当初から変更
しておりません。また、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金
額の報酬のみとしており、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は採用していません。そ
の上で、当社は、本株式交換を検討するにあたって、2023年9月15日開催の当社の取締役会の
決議により、本特別委員会に対して、①本株式交換の方法により、当社がくふう住まいの完全子
会社となる取引（以下「本取引」といいます。）の目的は合理的と認められるか（本取引が当社
の企業価値向上に資するかを含む。）、②本取引の条件（本株式交換に係る株式交換比率を含
む。）の妥当性が確保されているか、③本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益
への十分な配慮がなされているか、④上記①から③を踏まえ、本取引が当社の少数株主にとっ
て不利益なものでないと考えられるかを諮問（以下、これらを総称して「本諮問事項」といま
す。）いたしました。また、当社の取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本取引に関する
当社の取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、本
特別委員会が本取引の取引条件が妥当ではないと判断したときには、当社の取締役会は本取引に
係る意思決定をしないものとするを決議するとともに、本特別委員会に対して、(a)本特別
委員会が必要と認める場合には、自らのフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイ

ザー等のアドバイザーを選任する権限（その場合の合理的な費用は当社が負担する。）又は、当社のアドバイザーを承認（事後承認を含む。）した上で当該アドバイザーから専門的助言を受ける権限、(b)当社の役職員、アドバイザーその他本特別委員会が必要と認める者から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、(c)本特別委員会が必要と認める場合には、くふうカンパニー及びくふう住まいとの間で本取引の取引条件等の協議及び交渉を行う権限を付与することを決議しております。本特別委員会は、上記の権限に基づき、2023年9月15日、くふうカンパニー及びくふう住まい並びに当社から独立した本特別委員会の独自のリーガル・アドバイザーとして、鈴木規央氏（ACT ADVISORSアクトアドヴァイザーズ法律事務所、弁護士・公認会計士）を選任しております。

特別委員会は、2023年9月15日から同年11月13日までに、会合を合計11回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、第1回特別委員会及び第2回特別委員会において、当社のリーガル・アドバイザーである渥美坂井法律事務所と当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるストリームについて、それぞれその独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認するとともに、本特別委員会として、弁護士及び公認会計士としての職務と知見に基づく法務的財務的見地からのアドバイスの提供を目的として、鈴木規央氏を、当社及びくふうカンパニーグループから独立した独自のアドバイザーとして選任しました（なお、本株式交換に係る鈴木規央氏に対する報酬は、答申内容にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。）。また、本特別委員会は、くふうカンパニー及びくふう住まいとの交渉過程への関与方針として、自ら又は当社の事務局を通じて、原則として書面で交渉を行うこと、必要に応じて対面での交渉を実施する場合には、独自のアドバイザーである鈴木規央氏同席の下、その助言を受けて行うことを決議し、本特別委員会として適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができる体制を構築しました。そして、当社は、2023年9月下旬から11月上旬にかけて、くふうカンパニーに対して法務及び財務に関するデュー・ディリジェンスを実施し、リスクの分析及びくふうカンパニーの株式価値の評価等を行いました。その上で、本特別委員会は、(a)くふうカンパニーに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、くふうカンパニーから本株式交換の提案内容及び提案経緯、本株式交換の目的、本株式交換のデメリット並びに本株式交換によって見込まれるシナジー等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(b)当社に対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、当社から、同社の現状と課題、本株式交換の提案を受けた経緯、本株式交換の目的、くふうカンパニーの提案内容についての当社の考え、本株式交換の当社におけるメリット及び本株式交換が当社の企業価値に与える影響、当社の事業計画の作成経緯及びその内容等についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(c)ストリーム

及び渥美坂井法律事務所から、くふうカンパニーに対して実施した財務及び法務のデュー・ディリジェンスの結果についての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(d) ストリームから株式交換比率の算定の結果及び本株式交換のスキームのそれぞれについての説明を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(e) 鈴木規央氏から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容並びに本特別委員会の審議の方法や過程等について助言を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、(f) 渥美坂井法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容並びに株式交換契約の条件、開示等について法的観点からの助言を受け、これらの事項についての質疑応答を実施したこと、並びに(g) くふうカンパニー及び当社から提出された本株式交換に係る関連資料等により、本株式交換に関する情報収集が行われ、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、本特別委員会は、くふうカンパニーと当社との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、くふうカンパニーから本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、くふうカンパニーとの交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、①本取引は、当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は合理的と認められる旨、②本取引の条件（本株式交換に係る株式交換比率を含む。）の妥当性が確保されている旨、③本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされている旨、④上記①から③を踏まえ、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる旨の答申書を、2023年11月14日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

(iv) 当社における、利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社の取締役のうち、新野将司氏、藤田圭介氏及び石渡進介氏はくふうカンパニーの出身者であるため、利益相反の疑義を回避する観点から、2023年11月14日開催の当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社の取締役7名のうち、新野将司氏、藤田圭介氏及び石渡進介氏を除く4名の取締役（監査等委員を含みます。）が審議し、その全員の賛成により決議を行いました。

なお、当社の取締役のうち、新野将司氏、藤田圭介氏及び石渡進介氏は、利益相反の可能性を排除する観点から、当社の取締役会における議案の審議には参加せず、当社の立場で本株式交換に係るくふうカンパニーとの協議及び交渉には参加しておりません。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) くふうカンパニーの定款の定め

くふうカンパニーの定款は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますが、当社ウェブサイト（https://www.hyas.co.jp/corporate/ir/library_result.html）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しております。

(2) くふうカンパニーの議決権の総数

579,525個

なお、上記総数は、2023年9月30日現在のくふうカンパニーの議決権の総数であり、同個数は、同社の第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分等により本株式交換の効力発生日までに変動が生じる可能性があります。

(3) くふうカンパニーの最終事業年度に係る計算書類及び事業報告の内容

くふうカンパニーの最終事業年度（2023年9月期）に係る計算書類及び事業報告の内容は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますが、当社ウェブサイト（https://www.hyas.co.jp/corporate/ir/library_result.html）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しております。

(4) くふうカンパニーの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

くふうカンパニーは、金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。なお、くふうカンパニーは2021年10月1日に設立されたため、それ以前については、該当事項はありません。

(5) 交換対価の換価方法に関する事項及び交換対価の市場価格に関する事項

① 交換対価を取引する市場

くふうカンパニー株式は東京証券取引所グロース市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

くふうカンパニー株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社）において取引の媒介、取次等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(6) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日(2023年11月14日)の前営業日を基準として、1か月間、3か月間及び6か月間の東京証券取引所グロース市場におけるくふうカンパニー株式の終値の平均は、それぞれ311円、333円及び389円です。また、くふうカンパニー株式の最新の市場価格等につきましては、日本取引所グループのウェブサイト(<https://www.jpx.co.jp/>)等でご覧いただけます。

(7) 交換対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する方法により払戻しを受けることができるものであるときはその手続に関する事項

該当事項はありません。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社の発行している以下の新株予約権については、本定時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、その発行要項の規定に従って、当該新株予約権の新株予約権者に対してその行使を認める予定です。その上で、当社は、未だ権利行使されていない新株予約権については、本株式交換の効力発生日の前日までに、当該新株予約権の取得条項に基づき、その全部を無償で取得し、消却いたします。なお、当社は、新株予約権付社債を発行しておりません。

- ・第5回新株予約権(2015年12月1日発行)
- ・第10回新株予約権(2019年5月20日発行)

6. 計算書類等に関する事項

(1) くふう住まいの最終事業年度に係る計算書類等の内容

くふう住まいの最終事業年度(2022年9月期)に係る計算書類及び事業報告の内容は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載は省略しておりますが、当社ウェブサイト(https://www.hyas.co.jp/corporate/ir/library_result.html)及び東京証券取引所ウェブサイト(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)に掲載しております。

(2) くふう住まいにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

① 子会社との合併

くふう住まいは、2022年10月1日を効力発生日として、株式会社くふう中間持株会社(現くふう住まい)を吸収合併存続会社とし、株式会社くふう中間持株会社(現くふう住まい)の子会社である株式会社オウチーノ及び株式会社おうちのくふうを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。なお、株式会社くふう中間持株会社は、2022年10月1日付でくふう住まいに商号変更しております。

くふう住まいの連結子会社である当社は、2023年10月17日開催の当社取締役会において、教育とエンターテインメントを融合したスポーツ型アミューズメントパーク施設「ニンジャ☆パーク」を運営する株式会社ゴールドエッグスの全株式を取得し、同社を子会社化すること、また、当該株式取得に伴い新たな事業を開始することを決議し、同日付で当該株式を取得いたしました。

② 吸収分割による事業の取得

くふう住まいは、株式会社しずおかオンラインが運営していたイエタテ事業を承継するため、くふう住まいを吸収分割承継会社、株式会社しずおかオンラインを吸収分割会社とする吸収分割契約を締結し、2023年4月1日付で吸収分割の効力が発生しました。

③ 株式の取得による子会社化

くふう住まいの連結子会社である当社は、2023年10月17日開催の当社取締役会において、教育とエンターテインメントを融合したスポーツ型アミューズメントパーク施設「ニンジャ☆パーク」を運営する株式会社ゴールドエッグスの全株式を取得し、同社を子会社化すること、また、当該株式取得に伴い新たな事業を開始することを決議し、同日付で当該株式を取得いたしました。

④ 株式交換契約の締結

くふう住まいは、2023年11月14日開催の取締役会において、くふう住まいを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことについての決議を行い、同日付で、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記「2. 本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

⑤ 株式の引受け

くふう住まいは、以下のとおり、くふうカンパニーの発行する普通株式を引き受ける予定です。

1	発行株式数	普通株式 5,916,473株
2	発行価格	1株当たりの発行価格は、2023年12月8日（金）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（終値が存在しない場合は直近の取引日における終値）とします。
3	払込金額	1,851,856,049円（注）
4	現物出資の目的となる財産の内容	くふうカンパニーとくふう住まいとの間で2024年1月10日に締結予定の貸金の交付及び返還に関する契約に基づく、くふう住まいがくふうカンパニーに対して有する金1,851,856,049円の貸金交付債権を現物出資の目的といたします。
5	増加する資本金の額	会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1（計算の結果1円未満の端数が生じたときは当該端数を切り上げる。）とします。

6	増加する資本準備金の額	上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
7	申込期日	2024年1月25日
8	払込期日	2024年1月25日
9	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。 株式会社くふう住まい 5,916,473株

(注) 払込金額は、2023年11月13日(月)の東京証券取引所におけるくふうカンパニーの普通株式の終値及び上記「1 発行新株式数」に記載の新規発行株式の数を基準として算出した見込額であります。

(3) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 株式の取得による子会社化

当社は、2023年10月17日開催の取締役会において、教育とエンターテインメントを融合したスポーツ型アミューズメントパーク施設「ニンジャ☆パーク」を運営する株式会社ゴールドエッグスの全株式を取得し、同社を子会社化すること、また、当該株式取得に伴い新たな事業を開始することを決議し、同日付で当該株式を取得いたしました。

② 株式交換契約の締結

当社は、2023年11月14日開催の取締役会において、くふう住まいを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことについての決議を行い、同日付で、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記「2. 本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

③ 自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会の決議により、当社が保有する自己株式(2023年10月31日現在252株)及び当社が基準時の直前の時点までに保有することとなる全ての自己株式(本株式交換に関する会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）に一部変更を加えるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

（下線部が変更箇所です。）

現行定款	変更案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）～（3）（条文省略）</p> <p>（4）住宅、事務所、店舗、介護施設・病院、宿泊施設等各種施設の企画、設計、施工、監理、運営並びにそれらに関するコンサルタント業務</p> <p>（5）～（8）（条文省略）</p> <p>（9）<u>会員組織による工務店（建築店・販売店）・不動産会社の経営並びに代理店、加盟店の募集及び指導育成</u></p> <p>（10）～（29）（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（30）（条文省略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）～（3）（現行どおり）</p> <p>（4）住宅、事務所、店舗、介護施設・病院、宿泊施設、<u>スポーツ施設等各種施設の企画、設計、施工、監理、運営並びにそれらに関するコンサルタント業務</u></p> <p>（5）～（8）（現行どおり）</p> <p>（9）<u>会員組織による各種事業の経営並びに代理店、加盟店の募集及び指導育成</u></p> <p>（10）～（29）（現行どおり）</p> <p><u>（30）スポーツスクールの企画及び運営</u></p> <p><u>（31）各種イベント・アトラクションの企画及び運営</u></p> <p><u>（32）デジタルコンテンツの企画、制作及び管理</u></p> <p><u>（33）インターネットを介したコンテンツの配信</u></p> <p><u>（34）各種物品の企画、製作、販売及び製造</u></p> <p><u>（35）CD・ビデオなどの原盤の企画、制作、販売及び管理</u></p> <p><u>（36）芸能タレント・スポーツ選手・文化人等のマネジメント及びプロモーション</u></p> <p><u>（37）広告代理店業</u></p> <p><u>（38）ホテル・宿泊施設・スポーツ施設・劇場及び飲食店の経営</u></p> <p><u>（39）</u>（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 (再任)	新野将司 (1975年2月28日生)	1998年4月 (株)ニチメン(現 双日(株)) 入社 2000年8月 (株)アイシーピー 入社 2001年12月 (株)カカクコム 取締役 2003年6月 (株)アイシーピー 取締役 2004年4月 (株)バイクプロス 取締役 2007年4月 同社 代表取締役 2011年4月 (株)Medical CUBIC(現 (株)プロトメディカルケア) 代表取締役 2015年12月 ジャパンベストレスキューシステム(株) 取締役 2017年12月 (株)みんなのウェディング(現 (株)エニマリ) 取締役COO 2018年6月 同社代表取締役 2018年10月 (株)くふうカンパニー(現 (株)くふう住まい) 代表取締役 2019年1月 (株)オウチーノ(現 (株)くふう住まい) 取締役 2019年5月 (株)Zaim(現 (株)くふうAIスタジオ) 取締役 2020年3月 ふくろう少額短期保険(株)(現 くふう少額短期保険(株)) 取締役 2020年6月 (株)オウチーノ(現 (株)くふう住まい) 代表取締役 2020年6月 (株)おうちのくふう(現 (株)くふう住まい) 代表取締役 2020年6月 (株)みんなのウェディング(現 (株)エニマリ) 取締役 2020年8月 (株)Seven Signatures International 取締役 2021年7月 当社 代表取締役(事業部門管掌) (現任) 2021年7月 (株)a n s 取締役 2021年7月 (株)K-コンサルティング 取締役 2021年7月 (株)LHアーキテクチャ(現 (株)アールプラスDM) 取締役 2022年10月 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会 理事 2022年11月 OMソーラー(株) 取締役 (現任)	0株
取締役候補者とした理由			
新野将司氏を取締役候補者とした理由は、複数の上場企業の経営者として企業経営に携わり、企業経営、事業戦略に関する豊富な経験と相当程度の知見を有しており、引き続き当該知見を活かして当社の成長戦略の実現に寄与することができ、また、経営の重要な事項の決定を行うのに適任であるとともに、当社の企業価値向上のために必要と判断したためであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2 (再任)	ふじ た けい すけ 藤 田 圭 介 (1976年11月5日生)	2000年4月 三井物産(株) 入社 2018年11月 (株)お金のデザイン 入社 2019年2月 (株)お金のデザイン 執行役員CFO 2020年9月 (株)ウェルモ 執行役員CFO 2021年10月 (株)くふうカンパニー 取締役会室 入社 2021年11月 くふう少額短期保険(株) 取締役 2021年12月 (株)おうちのくふう(現 (株)くふう住まい) 取締役 2021年12月 (株)Seven Signatures International 取締役 2022年5月 当社 取締役(管理部門管掌) (現任) 2022年5月 (株)a n s 監査役 2022年5月 (株)K-コンサルティング 監査役 2022年5月 (株)アールプラスDM 監査役 2022年10月 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会 監事 2022年11月 OMソーラー(株) 取締役(現任) 2022年12月 (株)a n s 取締役 2022年12月 (株)K-コンサルティング 取締役(現任) 2022年12月 (株)アールプラスDM 取締役(現任) 2022年12月 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会 理事(現任)	0株
取締役候補者とした理由			
藤田圭介氏を取締役候補者とした理由は、大手総合商社において事業投資を担当するとともに、IPOを目指す複数のベンチャー企業のCFOとして企業経営に携わり、企業経営、資金調達、財務・会計、人事総務、その他管理業務全般に関する豊富な経験と相当程度の知見を有しており、引き続き当該知見を活かして当社の成長戦略の実現に寄与することができ、また同氏による管理部門への関与は、適切な内部管理体制の維持及び当社の持続的な株主価値・企業価値の向上のために必要と判断したためであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3 (再任) (社外)	いし わたり しん すけ 石 渡 進 介 (1969年8月30日生)	1998年4月 牛島法律事務所 (現 牛島総合法律事務所) 入所 2000年4月 上杉法律事務所 (現 桜田通り法律事務所) 入所 2001年1月 Field-R法律事務所 設立 2007年10月 クックパッド(株) 取締役 2008年8月 ヴェスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 設立 パートナー弁護士 (現任) 2010年7月 (株)コロプラ 取締役 (現任) 2011年3月 クックパッド(株) 執行役 2015年3月 クックパッド(株) 執行役員 2015年7月 (株)みんなのウェディング (現 (株)エニマリ) 代 表取締役社長兼CEO 2018年10月 (株)くふうカンパニー (現 (株)くふう住まい) 取締 役 2019年6月 Supershipホールディングス(株) 取締役 (現任) 2019年8月 (株)鹿島アントラーズ・エフ・シー 取締役 (現 任) 2019年9月 スターフェスティバル(株) 取締役 (現任) 2021年7月 当社 社外取締役会長(現任) 2023年2月 (株)Seibii 監査役 (現任) 2023年6月 (株)HOKUTO 取締役 (現任)	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要			
<p>石渡進介氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士資格を有しているとともに、上場企業の代表取締役を務めた経験から、企業経営・コンプライアンスに関する豊富な経験と相当程度の知見を有しており、引き続き当該知見を活かして経営及びコンプライアンス体制の強化に対し、独立した客観的立場から業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4 (再任) (社外) (独立)	たがみ よし かず 田 上 嘉 一 (1978年5月4日生)	2004年10月 弁護士登録 アンダーソン・毛利法律事務所(現:アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所 2013年1月 グリー(株) 入社 2015年7月 弁護士ドットコム(株) 入社 2017年4月 弁護士ドットコム(株) 執行役員 2019年6月 弁護士ドットコム(株) 取締役(現任) 2022年5月 当社 社外取締役(現任)	0株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要		
	田上嘉一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士資格を有しているとともに、上場企業の業務執行取締役として新規事業の開発、複数事業の事業責任者を経験しており、企業経営・コンプライアンスに関する豊富な経験と相当程度の知見を有しており、引き続き当該知見を活かして経営及びコンプライアンス体制の強化に対し、独立した客観的立場から業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待したためであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 新野将司氏、藤田圭介氏及び石渡進介氏の上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である(株)くふうカンパニー又はその子会社における過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
3. 石渡進介氏及び田上嘉一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 田上嘉一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、石渡進介氏及び田上嘉一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額となります。なお、各候補者の再任が承認された場合、当社は各候補者と同様の内容の契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等により生じた被保険者自身の損害等は、補償の対象としないこととしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役であり、各候補者が当社取締役に就任した場合には、各候補者は被保険者に含まれるところ、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

7. 石渡進介氏及び田上嘉一氏は、現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって石渡進介氏が2年5か月、田上嘉一氏が1年7か月であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 (再任) (社外) (独立)	ふるかわ えりり 古川 絵里 (1961年11月15日生)	1988年4月 弁護士登録 由本・高後・森法律事務所(現 由本・太田・宮崎法律事務所) 入所 1992年9月 Alston & Bird LLP 入所 1993年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1994年7月 由本・太田法律事務所(現 由本・太田・宮崎法律事務所) パートナー弁護士 1997年12月 三井安田法律事務所 パートナー弁護士 2003年8月 シティユーワ法律事務所 パートナー弁護士 2021年1月 藤本特許法律事務所 入所(現任) 2022年5月 当社 社外取締役(常勤監査等委員)(現任)	0株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要			
古川絵里氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は法律事務所のパートナーとして経営に参画した経験を持ち、弁護士として30年以上企業法務に携わり、企業法務とコンプライアンスに関する豊富な経験と相当程度の知見を有しており、引き続き当該知見を活かしてコンプライアンス体制、コーポレートガバナンス体制の強化に寄与すること及び業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待したためであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2 (再任) (社外) (独立)	<p style="text-align: center;">い こま しげる 生 駒 成 (1953年11月5日生)</p>	<p>1977年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 2005年12月 西武鉄道(株) 取締役 2006年6月 西武商事(株) 取締役 西武ゴルフ(株) 取締役 2008年6月 西武鉄道(株) 取締役常務執行役員 2010年4月 西武レクリエーション(株) 代表取締役 2016年6月 西武鉄道(株) 常勤監査役 2017年3月 (株)横浜アリーナ 監査役 2019年6月 (株)味香り戦略研究所 監査役 (株)クロスコンパス 監査役(現任) 総合商研(株) 内部監査室長(現任) 2022年5月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p>	0株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p>			
<p>生駒成氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は大手銀行において企画部門、営業部門、システム部門に携わるとともに、複数の会社で形成されるグループ会社において、代表取締役、内部監査部門担当役員、常勤監査役を経験し、企業経営及び内部監査に関する豊富な経験と相当程度の知見を有しており、引き続き当該知見を活かしてコーポレートガバナンス体制の強化及び経営に対する監査に寄与すること及び業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3 (再任) (社外) (独立)	あさ くら げん た ろう 朝 倉 厳 太 郎 (1984年4月28日生)	2004年12月 (有)F.A.コンタクト 代表取締役 2008年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2012年9月 (株)ピー・シー・ピー 代表取締役 2013年8月 公認会計士登録 2014年10月 合同会社gtra and company 代表社員(現任) 2015年6月 (株)メッツ(現(株)きずな) 監査役 2016年12月 (株)M&Aクラウド 監査役(現任) 2018年6月 (株)渋谷サービス公社 監査役(現任) 2018年12月 KidsDiary(株) 取締役CFO 2019年12月 オルバイオ(株) 会計参与 2021年5月 オルバイオ(株) 監査役(現任) 2022年5月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年7月 (株)Azoop 社外監査役(現任) 2023年7月 KOSOパートナーズ合同会社 代表社員(現任)	0株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要			
<p>朝倉厳太郎氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士資格を有するとともに、本邦ベンチャー企業の共同創業者及び代表取締役として企業経営に携わったほか、他の企業においても取締役として主に財務・経営管理等を管掌するとともに監査役を経験したことから、財務、会計及び企業経営に関する豊富な経験と相当程度の知見を有しており、引き続き当該知見を活かしてコーポレートガバナンス体制の強化及び経営に対する監査に寄与すること及び業務執行に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p>			

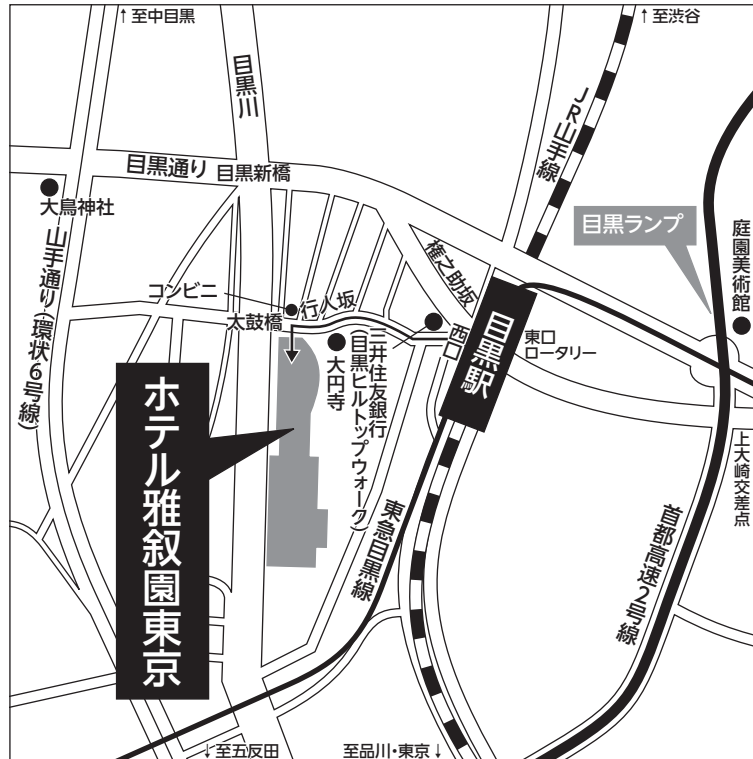
- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 各候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、各候補者の再任が承認された場合、当社は各候補者を引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額となります。なお、各候補者の再任が承認された場合、当社は各候補者と同様の内容の契約を継続する予定であります。

5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等により生じた被保険者自身の損害等は、補償の対象としないこととしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役であり、各候補者が当社取締役に就任した場合には、各候補者は被保険者に含まれるところ、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
6. 各候補者は、現在当社の社外取締役であります。各候補者の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年7か月であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 4階「花苑」



交通 目黒駅（JR山手線西口、東急目黒線、地下鉄南北線・三田線）より徒歩約3分
※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
※株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。